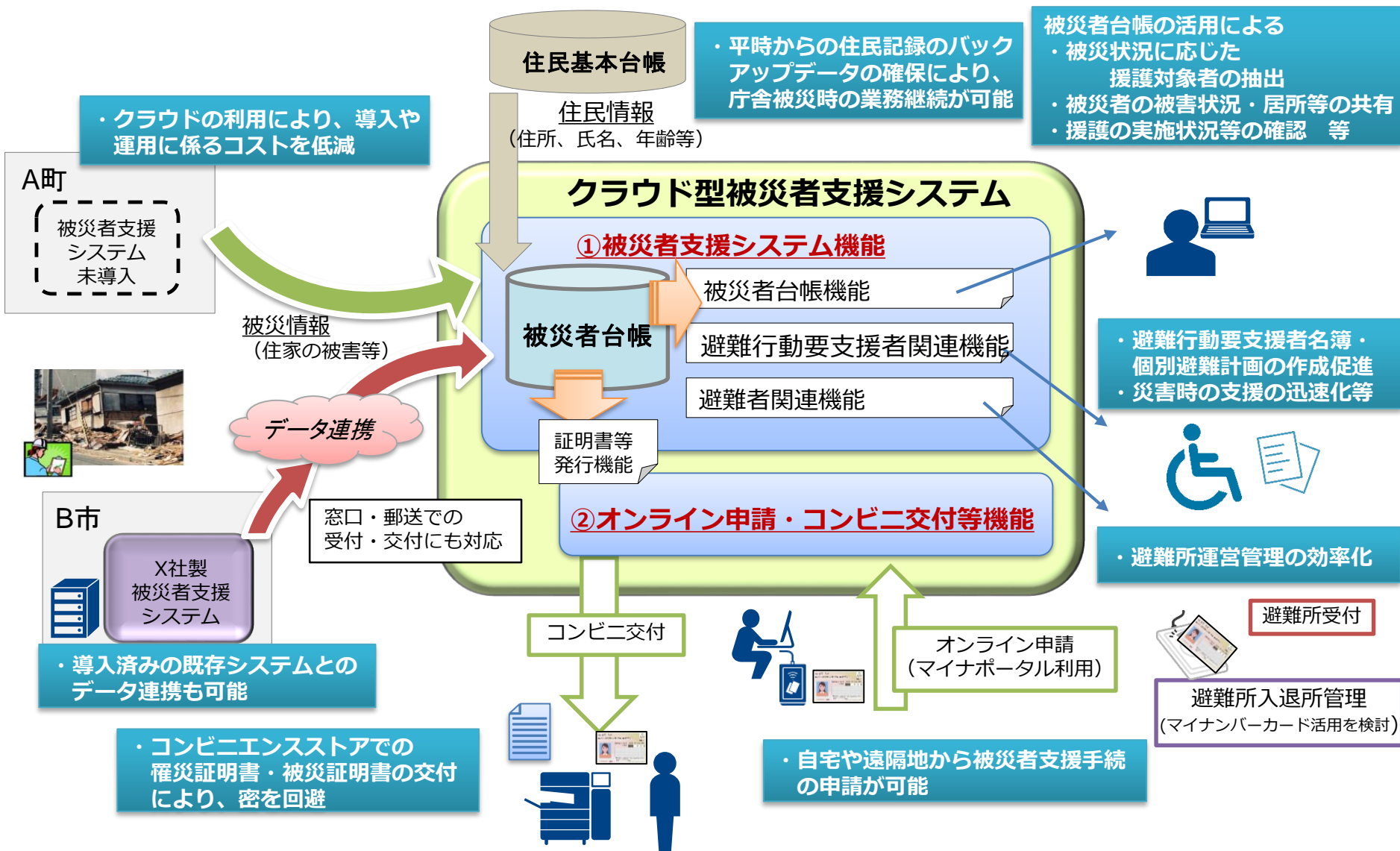


1. クラウド型被災者支援システムの概要

<クラウド型被災者支援システムの全体イメージ>



1. クラウド型被災者支援システムの概要

①被災者支援システム機能

1 被災者台帳機能

- 被災者・世帯の属性・被害・援護の状況等を管理する被災者台帳を作成する機能
- 作成した被災者台帳の情報を、庁内の応急対策業務で利用する機能
- 指定領域内の住家被害（例：全壊）を一括で登録するGIS機能

2 避難行動要支援者関連機能

- 避難行動要支援者に係る避難行動要支援者名簿、個別避難計画を作成、管理、検索、抽出、帳票印刷等する機能
- 避難行動要支援者名簿、個別避難計画を被災者台帳と連動することで、配慮が必要な事項を確認しつつ支援業務に活用が可能
また、避難行動要支援者名簿・個別避難計画を平時の避難訓練・見守り活動などへ活用可能

3 避難所関連機能（詳細調整中）

- 避難所設置情報の管理、避難者名簿の作成及び被災者台帳への連携機能
- 避難所における住民等の入退所を管理する機能（マイナンバーカード利用の機能を一部実装）

②オンライン申請・発行、管理機能

- 罹災証明書及び被災証明書のオンライン申請・発行、管理機能
 - ・ 罹災証明書：災害による住家の被害の程度を証明する書面（災害対策基本法第90条の2）
 - ・ 被災証明書：災害による非住家等の被災事実を証明する書面（地方自治法第2条8項）
（※）被災証明書の発行機能はサブシステムとし、自治体が必要に応じて利用することを想定
- 各種被災者支援手続のオンライン申請および管理機能
 - ・ 被災者生活再建支援金,災害弔慰金,災害障害見舞金,災害援護資金 に対応

2. クラウド型被災者支援システムの利用料について

クラウド型被災者支援システム利用料:

団体基礎額185,000円+団体人口比例額(人口×10円/人)

・人口比例額の考え方については、システム利用団体の前年度(1月1日時点)の住民基本台帳に基づく人口に基づいて算定します。

【参考】

団体規模	算定式	月額	年間利用料
70万人の政令市	185,000+(人口:700,000人×10)	598,750円	7,185,000円
40万人の市	185,000+(人口:400,000人×10)	348,750円	4,185,000円
20万人の市	185,000+(人口:200,000人×10)	182,083円	2,185,000円
8.5万人の市	185,000+(人口:85,000人×10)	86,250円	1,035,000円
3.5万人の市	185,000+(人口:35,000人×10)	44,583円	535,000円
1万人の市	185,000+(人口:10,000人×10)	23,750円	285,000円
5千人の町	185,000+(人口:5,000人×10)	19,583円	235,000円

・システム利用料の請求は年額利用料として、毎年度末に請求することとする。(ただし、システムの新規導入が年度途中の場合は、団体毎の年間利用料を12で割り戻した金額(小数点以下切り捨て)に、当該年度末までの月数を掛けたもの(システム導入月を含む)を請求する予定。

・クラウド型被災者支援システムを利用するためには、利用料のほか、導入費用として、機器調達・システム改修等作業(※利用団体側の住基ベンダ等に見積必要)、試験費用等が発生します。また運用費用として団体側システム保守費用及び委託手数料が発生するとともに、団体によっては運営負担金等が発生する場合があります。

※団体様でのコンビニ交付実施状況や利用パターンによって必要な費用が変わりますので詳細はお問い合わせください。またHPにも概要がありますのであわせてご覧ください。(<https://www.j-lis.go.jp/rdd/card/bcl/page/>)

2. クラウド型被災者支援システムの整備費、利用料等の概要について

・クラウド型被災者支援システムを新たに導入するに当たっては、システム整備費、利用料及びその他費用が必要となります。

費用内訳		利用パターン	【パターンA】 住基データをクラウド型被災者支援システムと 自動連携する場合 (住民票の写し等のコンビニ交付を併せて実施する場合)	【パターンB】 住基データをクラウド型被災者支援システムと 自動連携しない場合
1.システム整備に必要な費用(導入経費) (初年度のみ)(※)			10,000千円～15,000千円程度 ・マイナンバーカードの多目的利用に要する経費に係る 特別交付税措置(1/2)あり(令和4年度導入分のみ)	～数百万円程度
2.整備後に 必要な費用 (※)	(1) クラウド型被災者支援 システム利用料 (毎年)		団体基礎額185千円+団体人口比例額(人口×10円/人)	
	(2) コンビニ交付サービスの 運営負担金 (毎年)		350千円/年～9,880千円/年(団体の規模等による) (町村については初年度は0円) ・マイナンバーカードの多目的利用に要する経費に係る特別交付税措置(1/2)あり(令和4年度導入分のみ (令和6年度まで))	690千円/年～9,880千円/年
	(3) コンビニ等事業者への 委託手数料 (従量課金制)		罹災証明書の交付枚数(107円/枚)(予定*)、 住民票と印鑑証明書の交付枚数(117円/枚) ・後者についてマイナンバーカードの多目的利用に要する経費に係る特別交付税措置(1/2)あり(令和4年度 導入分のみ(令和6年度まで))	罹災証明書の交付枚数(107円/枚)(予定*)
	(4) その他費用		証明書発行機能等の利用料 (住民票と印鑑証明書のコンビニ交付枚数(180円/枚))等	SE支援作業費(GSV作成費用等) ※住基ベンダー等に支払う費用等

(※)1、2(1)～(4)について、「令和3年度新型コロナウイルス感染症対策臨時交付金」の活用も可能。その他地方財政措置についても検討中。
* 団体側で罹災証明書の交付手数料を定め徴収する場合は、117円/枚

・自治体の費用負担の例

<前提>令和4年10月から利用開始をした場合の団体規模別の費用例(2.(3)、2.(4)の費用は含んでおりません。)

団体規模	【パターンA】		【パターンB】	
	令和4年度 < 1 + 2.(1) + 2.(2) >	令和5年度～ < 2.(1) + 2.(2) >	令和4年度 < 1 + 2.(1) + 2.(2) >	令和5年度～ < 2.(1) + 2.(2) >
5千人の町村	12,888千円 (うち特交措置は6,385千円程度)	585千円 (うち特交措置はR6まで175千円程度)	5千人の町村 463千円+数百万円	925千円
1万人の市	11,228千円 (うち特交措置は5,543千円程度)	2,165千円 (うち特交措置はR6まで940千円程度)	1万人の市 1,253千円+数百万円	2,505千円
3.5万人の市	11,318千円 (うち特交措置は5,525千円程度)	2,755千円 (うち特交措置はR6まで1,111千円程度)	3.5万人の市 1,378千円+数百万円	2,755千円
8.5万人の市	9,903千円 (うち特交措置は4,693千円程度)	3,765千円 (うち特交措置はR6まで1,365千円程度)	8.5万人の市 1,883千円+数百万円	3,765千円

費用は見込みです。詳細は11月16日付で団体様向けにお送りした「<別添2>クラウド型被災者支援システムの整備費、利用料等の概要について」をご覧ください。